

薬生食監発0614第3号  
平成30年6月14日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
（公 印 省 略）

### 牛乳等における異味異臭疑い事案の調査について

牛乳等について、異味異臭が生じているとの情報を把握した場合は、当該製品を処理した乳処理業者等に対し、原因究明等の必要な調査、指導を行っていただいているところですが、乳処理施設内に原因が確認されない事例も報告されています。

つきましては、衛生主管部局においては、下記の事項に留意し、食品衛生法第28条第1項に基づき、集乳業者、搾乳業者、乳処理業者等関係施設における衛生管理の調査を実施するようお願いいたします。また、集乳業者及び搾乳業者に対する調査に当たっては、必要に応じて農政主管部局と協力するとともに、関係施設を他の都道府県等が管轄する場合は、管轄する都道府県等と連携し、対応をお願いいたします。

なお、本件に関し、別添のとおり農林水産省から各都道府県の農政主管部局に対し、通知されていることを申し添えます。

### 記

#### 1. 乳処理業者に対する調査について

- (1) 当該施設からの製品出荷状況と苦情の状況から、同様の異常が疑われる製品ロット（以下「当該ロット」という。）（製造個数、製造時間、製造ライン）を特定すること。
- (2) 当該ロットについて、製品の温度管理、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（以下「乳等省令」という。）に規定する成分規格への適合性、官能試験等の結果に問題がなかったかについて、記録を確認すること。
- (3) 当該ロットの製造過程において、殺菌・洗浄剤の混入、保管・殺菌時の不適切な温度管理等の衛生管理上の問題がなかったかについて、関連の製造記録や従業員への聞き取りを通じて確認すること。
- (4) 当該ロットの製造に使用した原料乳（以下「当該原料乳」という。）を

関連の製造記録により特定し、温度管理及び乳等省令に規定する成分規格等の検査結果に問題がなかったかについて、当該原料乳の受入時の記録を確認すること。

- (5) 当該原料乳の受入時の記録等により、当該原料乳の搬送経路、経由したクーラーステーション、搬入元の範囲等を特定すること。

## 2. 集乳業者及び搾乳業者に対する調査について

- (1) 当該原料乳の温度管理や設備器具の洗浄消毒等の衛生管理に問題がなかったかについて、使用した集乳車、クーラーステーション等に関する記録の確認及び関係者の聞き取りを実施して確認すること。
- (2) 当該原料乳の搾乳、保管時の温度管理、搾乳機及びバルククーラー等の設備器具の洗浄消毒その他の搾乳施設の衛生管理に問題がなかったかについて、関係する記録の確認や関係者の聞き取りを実施して確認すること。

## 3. 収去検査の実施

当該ロット及び当該原料乳について、収去検査を実施し、乳等省令に規定する成分規格への適合について確認すること。



30 生 畜 第 501 号  
平成 30 年 6 月 14 日

各地方農政局生産部長 殿  
北海道農政事務所生産経営産業部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省生産局畜産部  
牛 乳 乳 製 品 課 長

### 牛乳等における異味異臭疑い事案の調査について

日頃より、我が国の酪農・乳業界の発展に御尽力いただき感謝申し上げます。

牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保については、平成 30 年 5 月 14 日付け 30 生畜第 273 号（農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知）（別添 1）により、乳業関係団体及び生産者団体に対し、依頼したところ です。

今般、異味異臭疑い事案の調査について、平成 30 年 6 月 14 日付け薬生食監発 0614 第 1 号（厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）（別添 2）により、協力依頼がありました。

つきましては、衛生部局が、牛乳等で通常とは異なる風味が感じられる等の訴えを把握し、酪農家の生乳処理室を所管する保健所が、乳処理施設搬入前についても調査を行う際には、下記のとおり対応するよう、貴職から管内の都道府県の畜産主務課長に対し、伝達願います。

なお、当方から別添 3 のとおり全国団体等には連絡していることを申し添えます。

### 記

#### 1 衛生部局との連携

都道府県畜産課は、衛生部局が実施する乳処理施設搬入前の調査に協力し、迅速な状況把握と情報共有に努めること。

#### 2 衛生部局の調査への協力の呼びかけ

都道府県畜産課は、管内の生産者に対し、衛生部局が実施する乳処理施設搬入前の調査に協力するよう呼びかけること。

#### 3 原因の調査及び対応

都道府県畜産課は、衛生部局の調査により、食品衛生法上の問題がないことが明らかになった場合においても、乳業者が行う風味変化の原因についての調査において、原因と考えられる生乳を扱う生産者団体等に対し、その発生原因について予断を持つことなく、産地の違いや生産者の違い等配乳段階での要因調査、飼料の違い等生産者段階での要因調査等に協力するよう呼びかけるとともに、風味変化の原因を確認し、適切な対応がなされるよう協力すること。



30 生畜第 273 号  
平成 30 年 5 月 14 日

第 1 号対象事業者  
一般社団法人 中央酪農会議会長 } 殿

農林水産省生産局畜産部  
牛乳乳製品課課長

### 牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保について（依頼）

日頃より、我が国の酪農・乳業界の発展に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保を図るため、適正な家畜の飼養管理と生乳の衛生管理については、日頃から関係者に対し御指導いただいているところですが、今年度もすでに乳業事故等の事案が発生していることから、改めて細心の注意を払っていただくよう、下記のとおりお願いいたします。

#### 1 生乳生産及び集送乳における衛生管理の徹底

牛乳・乳製品に係る安全と信頼を確保するためには、家畜の飼養衛生管理の徹底により乳質を管理・維持するとともに、生乳輸送における衛生管理の徹底が重要です。

つきましては、貴会会員又は生産者に対し、適正な家畜の飼養衛生管理と生乳の衛生管理の励行に万全を期すよう、「飼養衛生管理基準」（平成 29 年農林水産省令第 8 号）の遵守とともに、給与する飼料の品質や成分確認、適切な医薬品の使用、搾乳機器や貯乳施設等の点検、集送乳工程、生乳検査体制及び問題発生時の対応の再確認を行うなど、生乳生産及び輸送段階での衛生管理の徹底について御指導をお願いいたします。

#### 2 学校給食用牛乳の風味変化への対応

学校給食用牛乳における風味変化は、牛乳の味が季節や飼料、牛の体調等の影響を受けるだけではなく、児童・生徒の敏感な感受性も影響するなど様々な要因が複雑に関与しています。また、健康被害につながる腐敗や異物混入などの衛生事案と混同されるおそれがあり、社会問題化しやすい事案です。

このため、貴会会員又は生産者に対し、

- ① 学校教育現場を含めた関係者の牛乳に関する理解醸成活動の促進
  - ② 風味変化の発生状況や風味変化の発生要因等の情報共有
  - ③ 農場の飼養管理状況などの実態把握及び関係者等との情報共有
  - ④ 適切な飼料設計、飼養管理、生乳管理等に係る指導助言
- などの取組を行っていただくようお願いいたします。

また、風味変化への対応は、酪農生産現場、生乳流通、乳業工場が一体となって取り組むべきものであり、学校給食用牛乳に関わる全ての関係者が共通認識の下で対応しなければなりません。

つきましては、貴会会員又は生産者に対し、乳業者等と連携し、風味変化に関する対応を行っていただくよう御指導をお願いいたします。



30 生畜第 273 号  
平成 30 年 5 月 14 日

一般社団法人 日本乳業協会会長  
全国農協乳業協会会長  
全国乳業協同組合連合会会長

殿

農林水産省生産局畜産部  
牛乳乳製品課課長

牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保について（依頼）

日頃より、我が国の酪農・乳業界の発展に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保や、乳業事故等の発生時の対応については、日頃から関係者に対し御指導いただいているところですが、今年度もすでに乳業事故等の事案が発生していることから、改めて細心の注意を払っていただくよう、下記のとおりお願いいたします。

### 1 衛生管理の徹底

ひとたび乳業事故等が発生すれば、健康被害が生じるおそれがあるとともに、消費者からの信頼を損ない、当該事業者のみならず、全国の酪農・乳業にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

つきましては、貴会会員に対し、事故の発生防止に万全を期すため、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和 26 年厚生省令第 52 号）に定められた規定を遵守し、施設・機器の点検、作業工程及び衛生管理手順の再確認等を改めて行うなど、衛生管理の徹底について御指導をお願いいたします。

### 2 乳業事故等の発生時における迅速な情報共有

乳業事故等発生時においては、初動期の迅速かつ適切な対応が、その後の影響軽減につながることから重要となってきます。

つきましては、万一事故等が発生した場合においては、迅速な情報収集に努めるとともに、貴会会員に対し、関係行政機関・貴会を含む関係団体と速やかな情報共有に努めるよう御指導をお願いいたします。

### 3 学校給食用牛乳の風味変化への対応

学校給食用牛乳における風味変化は、牛乳の味が季節や飼料、牛の体調等の影響を受けるだけではなく、児童・生徒の敏感な感受性も影響するなど様々な要因が複雑に関与しています。また、健康被害につながる腐敗や異物混入などの衛生事案と混同されるおそれがあり、社会問題化しやすい事案です。

このため、貴会会員に対し、

- ① 質の高い官能検査体制の構築
- ② 生産者と原料用生乳に関する情報共有（可能な限り、生産者の協力の下、飼養管理

状況など農場の実態把握)

- ③ 学校教育現場を含めた関係者の牛乳に関する理解醸成活動
- ④ 事案発生時の対応に備え、学校教育現場を含めた関係者との日常的な連携の強化、連絡体制の構築

などの取組を行っていただくようお願いいたします。

また、風味変化への対応は、酪農生産現場、生乳流通、乳業工場が一体となって取り組むべきものであり、学校給食用牛乳に関わる全ての関係者の共通認識の下で対応しなければなりません。

つきましては、貴会会員に対し、生産者等と連携し、風味変化に関する対応を行っていただくよう御指導をお願いいたします。



別添1

30 生畜第 273 号  
平成 30 年 5 月 14 日

一般社団法人 Jミルク会長 殿

農林水産省生産局畜産部  
牛乳乳製品課長

### 牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保について

日頃から、我が国の酪農・乳業界の発展に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保や、乳業事故等の発生時の対応については、日頃から関係者に対し御指導いただいているところですが、今年度もすでに乳業事故等の事案が発生していることから、改めて細心の注意を払っていただくよう、別添1及び2のとおり、関係団体等へ通知を发出いたしました。

つきましては、貴法人におかれましても、引き続き、生産者及び乳業者等と連携し、牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保のための取組における推進支援を行っていただきますようお願いいたします。

#### ○問い合わせ先

別添1について：生乳班 金澤・信戸

電話：03-3502-5988（直通）

別添2について：乳業班 葛谷・岡田

電話：03-6744-2128（直通）



薬生食監発0614第1号  
平成30年6月14日

農林水産省生産局畜産部牛乳製品課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
(公 印 省 略)

牛乳等における異味異臭疑い事案の調査について  
(協力依頼)

牛乳等について、異味異臭が生じているとの情報を把握した場合は、当該製品を処理した乳処理業者等に対し、原因究明等の必要な調査、指導を行っていただいているところですが、乳処理施設内に原因が確認されない事例も報告されています。

つきましては、貴省から自治体の農政主管部局に対し、食品衛生法第28条第1項に基づき、衛生主管部局が行う、集乳業者、搾乳業者、乳処理業者等関係施設における衛生管理の調査に対して農政主管部局からの必要な協力が得られるよう依頼していただくようお願いします。



30 生畜第 501 号  
平成 30 年 6 月 14 日

第 1 号対象事業者の長  
一般社団法人中央酪農会議会長  
一般社団法人 J ミルク会長  
一般社団法人日本乳業協会会長  
全国農協乳業協会会長  
全国乳業協同組合連合会会長

殿

農林水産省生産局畜産部  
牛乳乳製品課長

#### 牛乳等における異味異臭疑い事案の調査について

日頃より、我が国の酪農・乳業界の発展に御尽力いただき感謝申し上げます。

牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保については、平成 30 年 5 月 14 日付け 30 生畜第 273 号（農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知）（以下、「通知」。）にて、貴職に依頼したところです。

今般、異味異臭疑い事案の調査について、平成 30 年 6 月 14 日付け薬生食監発 0614 第 1 号（厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）（別添 1）により、協力依頼がありました。

これを踏まえ、別添 2 のとおり、各地方農政局等を通じ、都道府県畜産主務課長に対し衛生部局の調査への協力を依頼いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、貴会会員に対し、衛生部局の調査に御協力いただくとともに、引き続き、通知に基づき対応いただくよう御指導願います。